

この制度は、以下の場合に
ご利用いただけます。

1

契約者または被保険者が
亡くなった場合



2

契約者または被保険者が認知症等で、
認知判断能力が低下した場合



3

災害時に、契約者または被保険者が、
死亡もしくは行方不明となった場合



制度利用料は1照会当たり
3,000円(税込み)※災害時は無料です。

手続き方法は、オンライン
または郵送となります。

「認知判断能力の低下」では
生命保険契約の有無が
わからぬい…



生命保険協会の
生命保険契約照会制度
をご利用いただけます

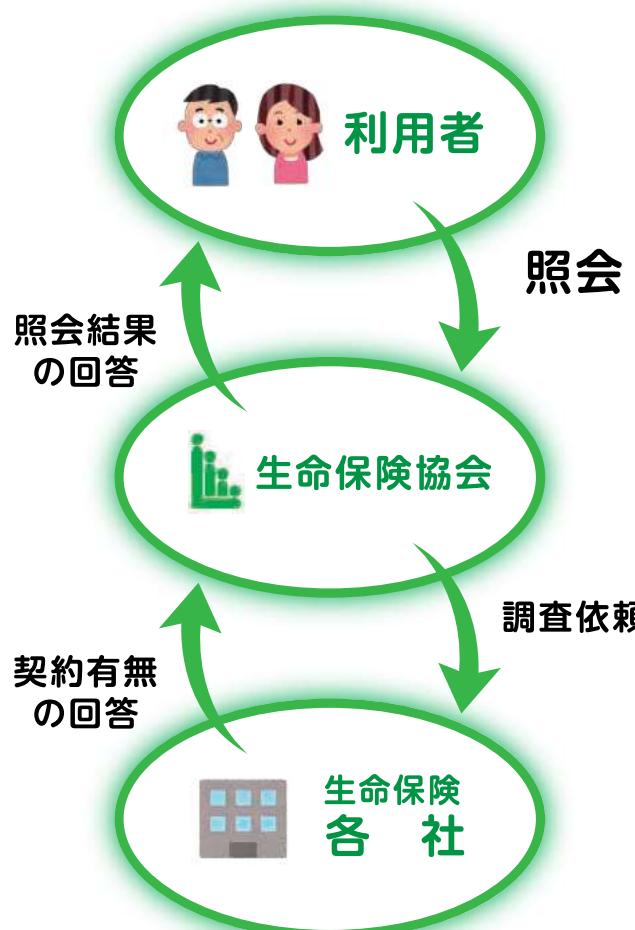
ご利用の前に

- 保険証券を探す
- 保険会社からの通知を探す
- 保険料の支払い状況を確認するなど、
まずはご家族で生命保険契約をお調べください。

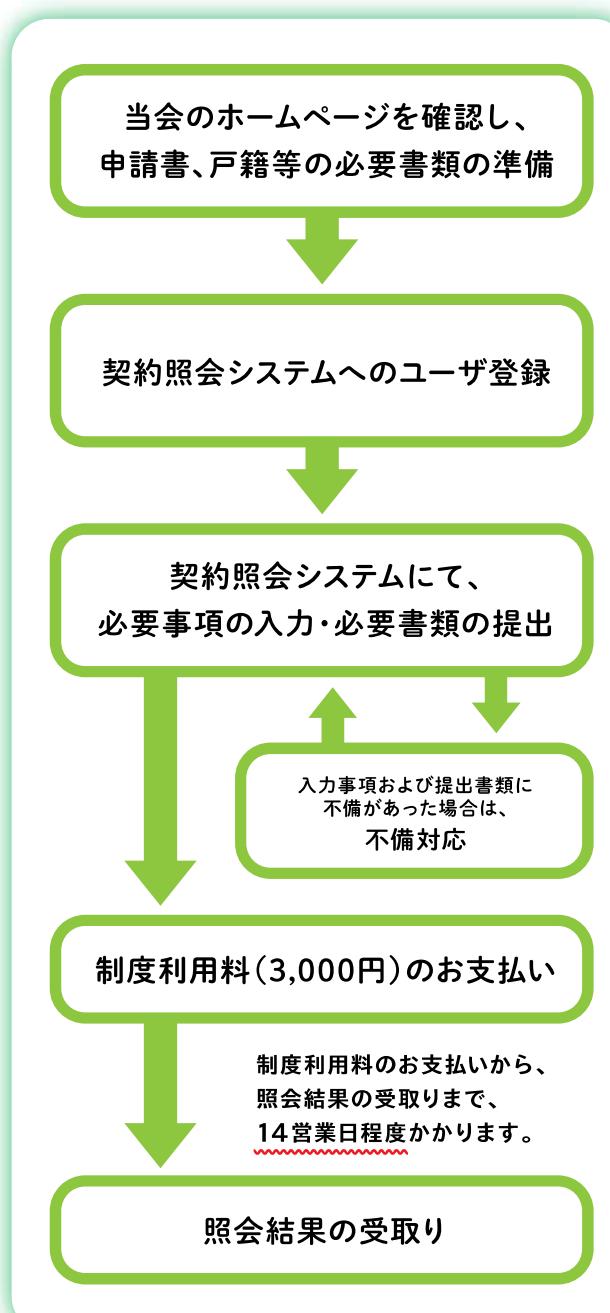
知って欲しい!

生命保険契約照会制度とは

平時の死亡、認知判断能力の低下、または災害時の死亡もしくは行方不明によって生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金等の請求を行うことが困難な場合等において、当会が、皆さまの代わりに、生命保険会社全社に対して、**生命保険契約の有無**を照会する制度です。



手続きの流れ



契約者または被保険者が亡くなった場合

【利用できる方の範囲】

- 法定相続人
- 法定相続人の任意代理人
または法定代理人 等

【必要書類】

- 当会所定の申請書、委任状
- 本人確認書類
- 契約者や被保険者との関係を示す戸籍 等

契約者または被保険者が認知症等で認知判断能力が低下した場合

【利用できる方の範囲】

- 法定代理人または任意後見制度に基づく任意代理人
- 3親等以内の親族およびその任意代理人 等

【必要書類】

- 当会所定の申請書、委任状
- 本人確認書類
- 契約者や被保険者との関係を示す戸籍 等
- 当会所定の診断書

ご利用にあたっては、必ず
当会ホームページにて、制度の詳細を
ご確認ください。

<https://www.seijo.or.jp/contact/inquiry/>

